

この資料は、国の子ども・子育て会議
基準検討部会で示されたものです。

公定価格の仮単価の イメージについて

平成26年4月23日

1. 公定価格の仮単価の位置付けについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。
しかしながら、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たずできる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たった際の判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の「仮単価」を提示することとしている。
- この公定価格の「仮単価」は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に「0.7兆円」程度の財源が確保される予定であること踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成する。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て確定するものことから、平成27・28年度の単価は、各年度の予算編成時に確定することとなる（「現行水準」と今般お示しする予定の「仮単価」の間の水準となることが想定される）。
- 新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組みものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実に図られることとなる。

2. 公定価格の仮単価（イメージ）

- 今般提示する予定の公定価格の仮単価は、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別（7区分）、利用定員別（17区分等）、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載するものであり、現在、作業中。
- 仮単価の設定は、3月末にマクロベースで整理した「質の改善」項目の内容を上記の「基本額」及び「各種加算額」として機械的に置き換えていくものであり、現在、その設定作業の過程にあるが、今回、いわば中間報告として、その一部をイメージとしてお示しするもの。

【今回お示しする仮単価（イメージ）】

- ・ その他の地域（人件費の地域差を反映した加算がない地域）に該当する地域区分
 - ・ 幼稚園・保育所それぞれの平均的な利用定員に該当する定員区分（下記参照）
 - ・ 「現行水準ベース（質改善反映前）」
 - ・ 「質改善ベース（「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映したもの）」
- } における
} のイメージ

【定員区分】

- ・ 幼稚園：「76人～90人」（保育所の平均的な規模）、「151人～180人」（私立幼稚園の平均的な規模）
- ・ 保育所：「81人～90人」（保育所の平均的な規模）、「161人～170人」（私立幼稚園の平均的な規模）
- ・ 認定こども園：以下の2通り
 - ①教育標準時間認定（1号）部分：「76～90人」・保育認定（2号・3号）部分：「81人～90人」
 - ②教育標準時間認定（1号）部分：「151～180人」・保育認定（2号・3号）部分：「161人～170人」
- ・ 小規模保育事業A型：「13人～19人」

※1 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は各施設によって異なる。

※2 今後精査を行うこととしており、金額は変動する。

(1) 幼稚園の単価表 (イメージ)

【幼稚園 (教育標準時間認定 (1号)) (76~90人まで) 現行水準ベース (質改善反映前)】

基本部分		加算部分1 (続く)							
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価	副園長・教頭設置加算	満3歳児対応教諭配置加算	子一ム保育加配加算	通園送迎加算	処遇改善等加算
①	②	③	④	⑤	⑦	⑨	⑩	⑪	⑫
その他地域	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	30,870 (37,080) 37,080	1,110 + ×加算率	43,500 + ×加算率	4,140 + ×加算率	860 + ×加算率	8 + ×加算率

加算部分1 (続き)	
給食実施加算	処遇改善等加算
270×週当たり実施日数	2×週当たり実施日数×加算率
+	+
	3770 ※3月分の単価に加算

加算部分2	
冷暖房費加算(係数)	1,150 ※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
1 級地	1,650 4 級地
2 級地	1,480 その他地域
3 級地	1,460
学校関係者評価加算	59,420÷3月初日の利用子ども数
除雪費加算	5,840
降灰除去費加算	114,180÷3月初日の利用子ども数
施設機能強化推進費加算	150,000 (限度額) ÷3月初日の利用子ども数

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④)の年齢区分を満年齢で区分して行う調整
 (注2) 子一ム保育教諭等が1人の場合の加算額 (3人を上限として加算)

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔76~90人まで〕質改善ベース】

赤字：質改善事項

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 (※)	加算部分1 (続く)																
その他 地域	76人から 90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	31,300 (注1) 37,510	<table border="1"> <tr> <td>副園長・ 教頭設置 加算 (原額)</td> <td>処遇改善 等加算 (原額)</td> <td>3歳児課 監改並加 算(原額)</td> <td>処遇改善等加算 (原額)</td> <td>3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児監改並 加算無し)(原額)</td> <td>処遇改善等 加算(原額)</td> <td>3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児監改並 加算有り)(原額)</td> <td>処遇改善等 加算(原額)</td> </tr> <tr> <td>1,110 +</td> <td>10 × 加算率 +</td> <td>6,210 +</td> <td>60 × 加算率 +</td> <td>43,500 +</td> <td>430 × 加算率 +</td> <td>37,280 +</td> <td>370 × 加算率</td> </tr> </table>	副園長・ 教頭設置 加算 (原額)	処遇改善 等加算 (原額)	3歳児課 監改並加 算(原額)	処遇改善等加算 (原額)	3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児監改並 加算無し)(原額)	処遇改善等 加算(原額)	3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児監改並 加算有り)(原額)	処遇改善等 加算(原額)	1,110 +	10 × 加算率 +	6,210 +	60 × 加算率 +	43,500 +	430 × 加算率 +	37,280 +	370 × 加算率
副園長・ 教頭設置 加算 (原額)	処遇改善 等加算 (原額)	3歳児課 監改並加 算(原額)	処遇改善等加算 (原額)	3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児監改並 加算無し)(原額)	処遇改善等 加算(原額)	3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児監改並 加算有り)(原額)	処遇改善等 加算(原額)														
1,110 +	10 × 加算率 +	6,210 +	60 × 加算率 +	43,500 +	430 × 加算率 +	37,280 +	370 × 加算率														

加算部分1 (続き)

子一人 保育加算加 算(原額) (注2)	処遇改善 等加算 (原額)	通園送迎 加算	処遇改善 等加算 (原額)	給食実施加算	処遇改善等加算 (原額)	外部監査費加算
4,140 +	40 × 加算率 +	860 +	8 × 加算率 +	270 × 週当たり 実施日数 +	2 × 週当たり 実施日数 × 加算率 +	3,770 ※3月分の単価に加算

主任教諭等専任加算	⑥	基本額 (108,530 + 1,080 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもに加算
子育て支援活動費加算(原額)	⑦	基本額 (4,050 + 40 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもに加算
療育支援加算(原額)	⑧	基本額 (36,570 + 360 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数 基本額 (24,380 + 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもに単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
冷暖房費加算(原額)	⑨	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に關する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他 地 級：1 級地から4 級地以外の地域
学校関係者評価加算	⑩	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもに単価に加算
除雪費加算	⑪	5,950	※3月初日の利用子どもに単価に加算
障除去費加算	⑫	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもに単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑬	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもに単価に加算
小学校控除加算(原額)	⑭	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもに単価に加算
栄養管理加算(原額)	⑮	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもに単価に加算
第三者評価受審加算(原額)	⑯	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもに単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における高年齢に応じて月額を調整 (④)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) 子一人保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)

(※) 質の改善事項における業務負担への対応(非常勤週2日分)を含む。

加算部分2

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕現行水準ベース（質改善反映前）】

基本部分		加算部分1（続く）			
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価	
①	②	③	④	⑤	
その他地域	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	24,770 (30,900)	
				230 (290)	×加算率
				290	×加算率
				550	+
				5	×加算率
				43,500	+
				430	×加算率
				2,070	+
				20	×加算率
				500	+
					×加算率

加算部分1（続き）	
給食実施加算	外部監査費加算
⑫	⑬
190×過当たり実施日数	2,940
+	※3月分の単価に加算
1×過当たり実施日数×加算率	



加算部分2	
冷暖房費加算(仮称)	1,150 ※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
⑭	1級地 1,650 4級地 110
	2級地 1,480 その他地域
	3級地 1,460
学校関係者評価加算	59,420÷3月初日の利用子ども数
⑮	※3月初日の利用子ども単価に加算
除雪費加算	5,840
⑯	※3月初日の利用子ども単価に加算
降灰除去費加算	114,180÷3月初日の利用子ども数
⑰	※3月初日の利用子ども単価に加算
施設機能強化推進費加算	150,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数
⑱	※3月初日の利用子ども単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) チーム保育教育諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕質改善ベース】

赤字：質改善事項

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分算価 (※)	加算部分1 (続き)
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	24,990 (31,200) 31,200	副園長・ 教頭設置 加算 (原額) ⑦ 550 + 処遇改善 等加算 (原額) ⑧ 5 + 3歳児 配属加算 (原額) ⑨ 6,210 + 処遇改善等加算 (原額) ⑩ 60 × 加算率 + 3歳児 対応 教諭配置加算 (3歳児配属改善 加算有り) (原額) ⑪ 37,280 + 処遇改善等 加算 (原額) ⑫ 430 × 加算率 + 3歳児 対応 教諭配置加算 (3歳児配属改善 加算無し) (原額) ⑬ 43,500 + 処遇改善等 加算 (原額) ⑭ 370 × 加算率

加算部分1 (続き)

チーム 保育加算 (原額) (注2)	処遇改善 等加算 (原額) ⑮	通園送迎 加算 ⑯	給食実施加算 ⑰	処遇改善等加算 (原額) ⑱	外部監査費加算 ⑲
2,070 + × 加算率	20 + × 加算率	500 + × 加算率	180 × 週当たり 実施日数 +	1 × 週当たり 実施日数 × 加算率 +	2,940 ※8月分の単価に加算

主幹教諭等専任加算 ⑳	基本額 (108,530 + 1,080 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (原額) ⑳	※各月初日の利用子どもに加算
主幹支援活動加算 (原額) ㉑	基本額 (4,050 + 40 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (原額) ㉑	※各月初日の利用子どもに加算
専任支援加算 (原額) ㉒	基本額 (36,570 + 360 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (原額) ㉒	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもに単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	基本額 (24,380 + 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (原額) ㉓	
冷暖房費加算 (原額) ㉓	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	㉓	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
学校関係者評価加算 ㉔	59,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉔	※3月初日の利用子どもに単価に加算
除雪費加算 ㉕	5,950	㉕	※3月初日の利用子どもに単価に加算
障除除去費加算 ㉖	146,850 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉖	※3月初日の利用子どもに単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉗	150,000 (限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉗	※3月初日の利用子どもに単価に加算
小学校連携加算 (原額) ㉘	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉘	※3月初日の利用子どもに単価に加算
栄養管理加算 (原額) ㉙	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉙	※3月初日の利用子どもに単価に加算
第三者評価受審加算 (原額) ㉚	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉚	※3月初日の利用子どもに単価に加算

冷房費加算 (原額) ㉓	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	㉓	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
学校関係者評価加算 ㉔	59,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉔	※3月初日の利用子どもに単価に加算
除雪費加算 ㉕	5,950	㉕	※3月初日の利用子どもに単価に加算
障除除去費加算 ㉖	146,850 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉖	※3月初日の利用子どもに単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉗	150,000 (限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉗	※3月初日の利用子どもに単価に加算
小学校連携加算 (原額) ㉘	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉘	※3月初日の利用子どもに単価に加算
栄養管理加算 (原額) ㉙	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉙	※3月初日の利用子どもに単価に加算
第三者評価受審加算 (原額) ㉚	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	㉚	※3月初日の利用子どもに単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (㉔)の年齢区分を満年齢で区分してのことに伴う調整)
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額 (3人を上限として加算)
 (※) 質の改善事項における専任負担への対応 (非常勤2月分) を含む。

(2) 保育所の単価表 (イメージ)

【保育所 (保育認定 (2号・3号)) [81~90人まで] 現行水準ベース (賃改善反映前)】

		基本部分		加算部分1				
地域区分	定員区分	年齢区分	基本単価	処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース)	所長設置加算 (仮称)	夜間保育加算 (注)	処遇改善等加算 (仮称)	
その他 地域	81人 から 90人 まで	4歳以上児	31,750	(310) × 加算率	4,780	8,470	20 × 加算率	
		3歳児	37,880	(740) × 加算率				+
		1,2歳児	83,980	(1,350) × 加算率				
		乳児	145,320	1,350 × 加算率		6,870	+	
主任保育士専任加算			基本額 (243,900 +)	処遇改善等加算(仮称) 2,430 × 加算率)	※各月初日の利用子ども単価に加算			
事務職員雇上費加算			基本額 (45,900 +)	処遇改善等加算(仮称) 450 × 加算率)	※各月初日の利用子ども単価に加算			
冷暖房費加算(仮称)	1級地	1,650	4級地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域			
	2級地	1,480	その他地域	110				
	3級地	1,460						
除雪費加算			5,840	※3月初日の利用子ども単価に加算				
降灰除去費加算			144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算				
入所児童処遇特別加算	400時間以上、800時間未満	485,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間を基に区分 ※3月初日の利用子ども単価に加算					
	800時間以上、1200時間未満	728,000 ÷ 3月初日の利用子ども数						
	1200時間以上	1,016,000 ÷ 3月初日の利用子ども数						
施設機能強化推進費加算			150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算				

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

※平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本単価は所長未設置単価を計上

所長設置加算は所長設置単価と未設置単価の差額を計上

処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の1%相当分の金額を計上

冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したものの

【保育所（保育認定（2号・3号）） [81～90人まで] 質改善ベース】

赤字：質改善事項

地域区分		定員区分	年齢区分	基本部分 (※1)		加算部分1 (続々)	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	保育所要定員区分	保育標準時間認定	保育標準時間認定	加算改善等加算(原価)
				基本分単価	基本分単価	(注)	(注)
				36,680	(42,840)	31,960	(38,120)
				42,840	(39,180)	38,120	(34,460)
				89,180	(150,770)	84,460	(146,050)
				150,770	146,050	1,390	1,350

加算部分1 (続々)		加算部分1 (続々)	
夜間保育加算	加算改善等加算(原価)	夜間保育加算	加算改善等加算(原価)
⑨	⑩	⑪	⑫
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	10,980	40 × 加算率
+	+	+	+
各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子ども数	10,980	40 × 加算率
+	+	+	+
各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子ども数	9,340	40 × 加算率

主任保育士専任加算 (※2)	加算改善等加算(原価)	加算改善等加算(原価)
⑬	⑭	⑮
基本額 (248,150 +)	基本額 (49,870 +)	基本額 (46,100 +)
2,480 × 加算率)	490 × 加算率)	460 × 加算率)
÷ 各月初日の利用子ども数	÷ 各月初日の利用子ども数	÷ 各月初日の利用子ども数
	A ()	
	B ()	

専任職員上乗加算	加算改善等加算(原価)	加算改善等加算(原価)
⑯	⑰	⑱
1級地 1,650	1級地 1,650	1級地 1,650
2級地 1,480	2級地 1,480	2級地 1,480
3級地 1,460	3級地 1,460	3級地 1,460
5,950	5,950	5,950
146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数

入所児童処遇特別加算	加算改善等加算(原価)	加算改善等加算(原価)
⑲	⑳	㉑
400時間以上800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	400時間以上800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	400時間以上800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
800時間以上1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	800時間以上1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	800時間以上1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
1200時間以上 1,068,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	1200時間以上 1,068,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	1200時間以上 1,068,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

(注) 年度の初日の前日における満年齢に於いて月額を調整(⑱)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
 (※1) 質の改善事項における研修代改善費(非常勤年2日分)を含む。
 (※2) 質の改善事項における士団受給受給費を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号））【161～170人まで】現行水準ベース（賃改善反映前）】

基本部分		加算部分1						
地域区分	定員区分	年齢区分	基本分単価	処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース)	所長設置加算(仮称)	夜間保育加算	処遇改善等加算(仮称)	
その他 地域	161人 から 170人 まで	4歳以上児	25,140	(31,270)	180 × (240) × 加算率	(注)	-	-
		3歳児	31,270	(77,370)	240 × (670) × 加算率			
		1,2歳児	77,370	(138,710)	670 × (1,280) × 加算率			
		乳児	138,710		1,280 × 加算率			

主任保育士専任加算	(基本額 243,100 + 処遇改善等加算(仮称) 2,380 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算
事務職員雇上費加算	(基本額 45,900 + 処遇改善等加算(仮称) 340 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算
冷暖房費加算(仮称)	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に因する法律第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
除雪費加算	5,840	※3月初日の利用子ども単価に加算
降区除去費加算	144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 495,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 726,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,016,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子ども単価に加算
施設機能強化推進費加算	150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算

加算額 2

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (⑨の年齢区分を満年齢で区分していることに準う調整)

※平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長未設置単価を計上

所長設置加算は所長設置単価と未設置単価の差額を計上

処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の1%相当分の金額を計上

冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したものと

【保育所（保育認定（2号・3号））[161~170人まで] 質改善ベース】

赤字：質改善事項

基本部分（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）	
地域区分	定員区分	年齢区分	保育必要量区分	保育認定時間認定	保育認定時間認定	保育認定時間認定	保育認定時間認定
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
その他地域	161人から170人まで	2号	4歳以上児	27,830 (33,990)	25,330 (31,490)	210 (270)	180 (240)
		3号	3歳児	33,990 (80,330)	31,490 (77,830)	270 (700)	240 (670)
			1、2歳児	80,330 (141,920)	77,830 (139,420)	700 (1,310)	670 (1,280)
			乳児	141,920	139,420	1,310	1,280

基本部分（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）	
地域区分	定員区分	年齢区分	保育必要量区分	保育認定時間認定	保育認定時間認定	保育認定時間認定	保育認定時間認定
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
その他地域	161人から170人まで	2号	4歳以上児	27,830 (33,990)	25,330 (31,490)	210 (270)	180 (240)
		3号	3歳児	33,990 (80,330)	31,490 (77,830)	270 (700)	240 (670)
			1、2歳児	80,330 (141,920)	77,830 (139,420)	700 (1,310)	670 (1,280)
			乳児	141,920	139,420	1,310	1,280

項目	算入	算出	算入	算出	算入	算出
主任保育士専任加算 (※2)	①	基本額 248,150 + 処遇改善等加算(※6) 2,480 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	②	※各月初日の利用子ども数の単価に加算		
直支費加算(※6)	③	A (基本額 49,870 + 処遇改善等加算(※6) 490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数 B (基本額 33,250 + 処遇改善等加算(※6) 330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	④	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子ども数の単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設		
事務職員雇上費加算	⑤	基本額 46,100 + 処遇改善等加算(※6) 460 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	⑥	※各月初日の利用子ども数の単価に加算		
冷暖房費加算(※6)	⑦	1 敷地 1,650 4 敷地 1,150 2 敷地 1,480 その他地域 3 敷地 1,450	⑧	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 敷地から4 敷地：1 敷地から4 敷地以外の地域 その他地域：1 敷地から4 敷地以外の地域		
除雪費加算	⑨	5,950	⑩	※3月初日の利用子ども数の単価に加算		
施設除去費加算	⑪	148,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑫	※3月初日の利用子ども数の単価に加算		
入所児童処遇特別加算	⑬	400時間以上、800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上、1200時間未満 780,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,058,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑭	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を越える区分 ※3月初日の利用子ども数の単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑮	150,000 (円換算) ÷ 3月初日の利用子ども数	⑯	※3月初日の利用子ども数の単価に加算		
小学校教育加算(※6)	⑰	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑳	※3月初日の利用子ども数の単価に加算		
栄養管理加算(※6)	㉑	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	㉒	※3月初日の利用子ども数の単価に加算		
第三者評価受審加算(※6)	㉓	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	㉔	※3月初日の利用子ども数の単価に加算		

(法) 年度の初日の前日における満年齢に依りて月額を調整(⑭の年齢区分を満年齢で区分してことに伴う調整)
 (※1) 質の改善事項における評価係数(※2の年齢区分を満年齢で区分してことに伴う調整)
 (※2) 質の改善事項における評価係数(※2の年齢区分を満年齢で区分してことに伴う調整)

(3) 認定こども園の単価表 (イメージ)

【認定こども園 (教育標準時間認定 (1号)) (76~90人まで) 現行水準ベース (質改善反映前)】

基本部分		加算部分1 (縮く)								
地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	基本単価 (※1) ⑤	処遇改善等加算(仮称) (注1) ⑥	副園長・ 教頭設置 加算 (仮称) ⑦	学級編制 調整加算 (仮称) ⑧	第3歳児対応教 諭加算(仮称) ⑩	チーム 保育加算 (仮称) (注2) ⑪	処遇改善等 加算 (仮称)	処遇改善等 加算 (仮称)
その他 地域	76人 から 90人 まで	4歳以上児 1号	21,890 (28,100)	200 (260) × 加算率 + 260 × 加算率	550 +	5 × 加算率 +	43,500 +	4,140 +	40 × 加算率	

加算部分1 (続き)

通園送迎 加算 (仮称) ⑫	給食実施加算 (仮称) ⑬	外部監査費加算 (仮称) ⑭
860 +	270 × 週当たり 実施日数 +	認定こども園全体 の利用定員 151人~180人 1,470 ※3月分の単価に 加算
+	2 × 週当たり 実施日数 × 加算率 +	

加算部分2

事務職員雇上費加算 ⑮	基本額 (78,020 + 780 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算(仮称) ⑯	※認定こども園全体 (1号~3号) の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算(仮称) ⑰	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	1 級 地 1,150 4 級 地 110 その他 地域	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和24 年法律第200号) 第1条第1号及び 第2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
学校関係者評価加算(※) ⑱	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算 ⑲	5,840		※3月初日の利用子どもの単価に加算
障壁除去費加算(※) ⑳	72,090 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(※) ㉑	75,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (⑯)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額 (3人を上限として加算)
 (※1) 減価償却費を含む
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔76～90人まで〕賃改善ベース】

空白：賃改善事項

基本部分		加算部分1 (続)			
地域区分	定員区分	年齢区分	基本分単価 (※1)	処遇改善等加算 (※2)	賃上げ等加算 (※3)
①	76人から90人まで	4歳以上児	20,160	(26,370) × 加算率	賃上げ等加算 (※3)
②	76人から90人まで	3歳児	26,370	(26,370) × 加算率	賃上げ等加算 (※3)

加算部分1 (続き)

項目	計算式	標準額
① 賃上げ等加算 (※3)	4,140 × 加算率	4,140
② 通園送迎加算	860 × 加算率	860
③ 給食実施加算	270 × 運営日数 × 加算率	270 × 運営日数
④ 外部監査費加算 (※2)	認定こども園全体の利用定員151人～180人1,470 ※3月分の単価に加算	1,470
⑤ 処遇改善等加算 (※2)	2 × 運営日数 × 加算率	2 × 運営日数
⑥ 学級編制調整加算 (※2)	2,070 × 加算率	2,070
⑦ 副園長・統括設置加算 (※2)	550 × 加算率	550
⑧ 処遇改善等加算 (※2)	5 × 加算率	5
⑨ 児童配膳改善加算 (※2)	20 × 加算率	20
⑩ 3歳児配膳改善加算 (※2)	6210 × 加算率	6210
⑪ 処遇改善等加算 (※2)	60 × 加算率	60
⑫ 賃上げ等加算 (※3)	43,500 × 加算率	43,500
⑬ 賃上げ等加算 (※3)	37,280 × 加算率	37,280
⑭ 賃上げ等加算 (※3)	370 × 加算率	370

(続き)

加算部分2	
① 賃上げ等加算 (※3)	基本額 (18,280 + 処遇改善等加算 (※2) ÷ 各月初日の利用子ども数) × 加算率
② 賃上げ等加算 (※3)	基本額 (12,180 + 処遇改善等加算 (※2) ÷ 各月初日の利用子ども数) × 加算率
③ 事務職員雇上費加算	基本額 (78,020 + 処遇改善等加算 (※2) ÷ 各月初日の利用子ども数) × 加算率
④ 冷暖房費加算 (※2)	1級地 1,650 × 級地 2級地 1,480 × 級地 3級地 1,460 × 級地
⑤ 学校関係者評価加算 (※2)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数 × 加算率
⑥ 除雪費加算	5,950 × 加算率
⑦ 既設除去費加算 (※2)	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数 × 加算率
⑧ 施設機能強化標準費加算 (※2)	75,000 (固定額) ÷ 3月初日の利用子ども数 × 加算率
⑨ 小児科接納加算 (※2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数 × 加算率
⑩ 第三者評価受審加算 (※2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 × 加算率

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に添じて月額を調整 (④)の年齢区分を満年齢で区分して区別に伴う調整)
 (注2) テーム保育教諭等が1人の場合の加算額 (3人を上限として加算)
 (※1) 賃の改善事項における事業負担への対応 (非稼働2日分)、主登壇調整加算及び子育て支援活動費を含む
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕現行水準ベース（賃改善反映前）】

基本部分		加算部分1（続く）			
地域区分 ①	②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 (※1)	子一人 従属加算加算 (※2)
その他 地域	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	19,840 26,050	処遇改善等 加算(仮称) (注2)
					①
					②
					③
					④
					⑤
					⑥
					⑦
					⑧
					⑨
					⑩
					⑪
					⑫
					⑬
					⑭
					⑮
					⑯
					⑰
					⑱
					⑲
					⑳
					㉑
					㉒
					㉓
					㉔
					㉕
					㉖
					㉗
					㉘
					㉙
					㉚
					㉛
					㉜
					㉝
					㉞
					㉟
					㊱
					㊲
					㊳
					㊴
					㊵
					㊶
					㊷
					㊸
					㊹
					㊺
					㊻
					㊼
					㊽
					㊾
					㊿

加算部分1（続き）	
①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	⑫
⑬	⑭
⑮	⑯
⑰	⑱
⑲	⑳
㉑	㉒
㉓	㉔
㉖	㉗
㉙	㉚
㉜	㉝
㉟	㊱
㊳	㊴
㊶	㊷
㊹	㊺
㊼	㊽
㊿	

加算部分2	
①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	⑫
⑬	⑭
⑮	⑯
⑰	⑱
⑲	⑳
㉑	㉒
㉓	㉔
㉖	㉗
㉙	㉚
㉜	㉝
㉟	㊱
㊳	㊴
㊶	㊷
㊹	㊺
㊼	㊽
㊿	

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に於いて月額を調整(④)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
 (注2) チーム運営等調整等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)
 (※1) 減価償却費を含む
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕質改善ベース】

赤字：質改善事項

基本部分		加算部分1 (続)			
地域区分	①	認定区分	③	年齢区分	④
定員区分	②	151人から180人まで	1号	4歳以上児	⑤
				3歳児	
				基本分単価(※1)	
				17,700 (23,910)	
				23,910	

①	2,070 +	①	270 +	②	1,030 +	③	60 × 加算率 +	④	43,500 +	⑤	37,280 +	⑥	370 × 加算率
②	20 × 加算率	③	160 (220) × 加算率 +	④	2 × 加算率	⑤	10 × 加算率	⑥	60 × 加算率 +	⑦	43,500 +	⑧	37,280 +
③	500 +	④	190 × 週当たり実施日数	⑤	1 × 週当たり実施日数 × 加算率	⑥	A地域 標準 2,000 B地域 標準 1,900 C地域 標準 1,800 D地域 標準 1,700	⑦	2,000 標準 1,900 標準 1,800 標準 1,700 標準	⑧	43,500 +	⑨	37,280 +
④	20 +	⑤	190 × 週当たり実施日数	⑥	1 × 週当たり実施日数 × 加算率	⑦	A地域 標準 2,000 B地域 標準 1,900 C地域 標準 1,800 D地域 標準 1,700	⑧	2,000 標準 1,900 標準 1,800 標準 1,700 標準	⑨	43,500 +	⑩	37,280 +

⑪	2,070 +	⑫	500 +	⑬	20 +	⑭	190 × 週当たり実施日数	⑮	1 × 週当たり実施日数 × 加算率	⑯	1,150	⑰	1,150
⑫	500 +	⑬	20 × 加算率	⑭	190 × 週当たり実施日数	⑮	1 × 週当たり実施日数 × 加算率	⑯	1,150	⑰	1,150	⑱	1,150
⑰	1,150	⑱	1,150	⑲	1,150	⑳	1,150	㉑	1,150	㉒	1,150	㉓	1,150
㉓	1,150	㉔	1,150	㉕	1,150	㉖	1,150	㉗	1,150	㉘	1,150	㉙	1,150

※以下の区分に於いて、各月の単価に加算
 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設

※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算

※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に因する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域

※3月初日の利用子どもの単価に加算

※3月初日の利用子どもの単価に加算

※3月初日の利用子どもの単価に加算

※3月初日の利用子どもの単価に加算

※3月初日の利用子どもの単価に加算

※3月初日の利用子どもの単価に加算

【認定こども園（保育認定（2号・3号））[81~90人まで] 現行水準ベース（賃改善反映前）】

基本部分				加算部分1				
地域区分	定員区分	年齢区分	基本分単価 (注)	処遇改善等加算(原籍) (現行水準ベース)	夜間保育加算 (注)	処遇改善等加算(原籍)		
その他 地域	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児	35,750 (41,880)	290 (350) × 加算率	8,470	20 × 加算率	
		3号	3歳児	41,880 (87,980)	350 (780) × 加算率	(6,870)	+	
	3号	1,2歳児	1,2歳児	87,980 (149,320)	780 (1,390) × 加算率	6,870	+	
			乳児	149,320	1,390 × 加算率		+	
冷暖房費加算(原籍)				1 級地 1,650	4 級地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域		
除雪費加算				※3月初日の利用子ども単価に加算				
除灰除去費加算(注2)				※3月初日の利用子ども単価に加算				
入所児童処遇特別加算				400時間以上 800時間未満 435,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分			
施設機能強化推進費加算(注2)				800時間以上 1,200時間未満 726,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算			
				1,200時間以上 75,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算			
加算部分2								

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

※平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長設置単価を適用し、主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算を計上(加算額は等分(1/2)して計上)
処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の1%相当分の金額を計上(主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算に係る部分を含む)
冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したもの

【認定こども園（保育認定（2号・3号））[81~90人まで] 質改善ベース】

基本部分 (※)		加算部分1 (総く)	
地域区分	定員区分	年齢区分	認定区分
① その他地域	② 81人から90人まで	④ 4歳以上児	③ 2号
		④ 3歳児	③ 3号
		④ 1、2歳児	③ 3号
		④ 乳児	③ 3号
保育標準時間認定		保育標準時間認定	
基本分単価 (注)		基本分単価 (注)	
41,290 (47,470)		36,570 (42,750)	
47,450 (93,810)		42,730 (89,090)	
93,790 (155,400)		89,070 (150,880)	
155,380		150,860	
340 (400) × 加算率		290 (350) × 加算率	
400 (830) × 加算率		350 (780) × 加算率	
830 (1,440) × 加算率		780 (1,390) × 加算率	
1,440 × 加算率		1,390 × 加算率	
+ 550 + 5 × 加算率 +		+ 2,070 + 20 × 加算率 +	
+ 3 歳児証 質改善加算 (原価)		+ 3 歳児証 質改善加算 (原価)	
+ (60 × 加算率)		+ (60 × 加算率)	

加算部分1 (続き)	
外部監査費加算 (注2)	外部監査費加算 (注2)
認定こども園全体の利用定員 151人~180人 1,470 ※3月分の単価に加算	認定こども園全体の利用定員 151人~180人 1,470 ※3月分の単価に加算
減価償却費加算 (原価)	減価償却費加算 (原価)
A 地域 2,300 B 地域 2,200 C 地域 2,100 D 地域 2,000 ※標準地域単価	A 地域 2,300 B 地域 2,200 C 地域 2,100 D 地域 2,000 ※標準地域単価
児童遊具加算 (原価)	児童遊具加算 (原価)
a 地域 2,300 b 地域 2,200 c 地域 1,100 d 地域 2,000 ※標準地域単価	a 地域 2,300 b 地域 2,200 c 地域 1,100 d 地域 2,000 ※標準地域単価
1号認定子どもの利用定員を決定しない場合	1号認定子どもの利用定員を決定しない場合
調整部分	調整部分
調整部分	調整部分

加算部分2	
基本額	基本額
A (24,930 + 240 × 加算率)	A (24,930 + 240 × 加算率)
※各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども数
B (16,620 + 160 × 加算率)	B (16,620 + 160 × 加算率)
※各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども数
1 級地 1,650 4 級地 1,150	1 級地 1,650 4 級地 1,150
2 級地 1,480 その他地域 110	2 級地 1,480 その他地域 110
3 級地 1,460	3 級地 1,460
29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数
5,950	5,950
73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数
400時間以上 800時間未満 468,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	400時間以上 800時間未満 468,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
800時間以上 1200時間未満 780,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	800時間以上 1200時間未満 780,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
75,000 (原価額) ÷ 3月初日の利用子ども数	75,000 (原価額) ÷ 3月初日の利用子ども数
48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数
120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

(注) 年度の初日の前日における年齢に依りて月額を調整 (注) の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を決定しない場合、それぞれの数に「2」を乗じて算定 (1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)
 (※) 質改善事項における評価改善項目章 (非営利活動2日分) 及び正算と並算並算を含む。

【認定こども園（保育認定（2号・3号）） [161~170人まで] 現行水準ベース（賃改善反映前）】

基本部分		加算部分1	
地域区分	定員区分	年齢区分	基本分単価
その他地域	161人から 170人まで	2号	4歳以上児
		3号	3歳児
		1、2歳児	乳児

処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース)		夜間保育加算		処遇改善等 加算(仮称)	
(注)		(注)		(注)	
200	(260) × 加算率	-	-	-	-
260	(690) × 加算率	-	-	-	-
690	(1,300) × 加算率	-	-	-	-
1,300	× 加算率	-	-	-	-

冷暖房費加算(仮称)	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算
	2 級 地	1,480	その他地域	110	1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
	3 級 地	1,460			その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
除雪費加算			5,840		※3月初日の利用子ども単価に加算
降雪除去費加算(注2)			72,090 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満		435,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分
	800時間以上 1200時間未満		726,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単価に加算
	1200時間以上		1,016,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算(注2)			75,000(限月額) ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単価に加算

加算部分2

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

※平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長設置単価を適用し、主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算を加算して計上(加算額は等分(1/2)して計上)
 処遇改善等加算は、民間施設給与改善費の1%相当分の金額を計上(主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算に係る部分を含む)
 冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したもの

【認定こども園（保育認定（2号・3号））【161～170人まで】算改善ベース】

地域区分		基本部分 (※)		加算部分1 (続く)		加算部分2	
①	②	保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価	保育標準時間認定 単価	副園長・ 教頭改善 等加算 (※2)	学級編利 加算 (※1)	3歳児配 置改善加 算(※3)
その他 地域	161人 から 170人 まで	30,270	27,770	230	290	1,090	6,160
	4歳以上児 2号	36,430	33,930	290	720	290	6,160
	1、2歳児 3号	82,770	80,270	720	720	720	6,160
	乳 児	144,360	141,860	1,330	1,330	1,330	6,160

加算部分1 (続き)

項目	算式	調整部分
休日保育の年間課 べ利用子ども数 ~209人	216,500	1号認定子どもの 利用定員を認定し ない場合
休日保育の年間課 べ利用子ども数 ~209人	216,500	1号認定子どもの 利用定員を認定し ない場合
夜間保育加算	+	賃料加算 (※3)
外部監査費加算 (※2)	+	減価償却加算 (※4)
減価償却加算 (※4)	+	賃借料加算 (※3)
賃借料加算 (※3)	+	1号認定子どもの 利用定員を認定し ない場合
1号認定子どもの 利用定員を認定し ない場合	+	賃借料加算 (※3)
賃借料加算 (※3)	+	賃借料加算 (※3)
賃借料加算 (※3)	+	賃借料加算 (※3)

項目	算式	調整部分
基本額	24,930 + 240 × 加算率	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算
A	24,930 + 240 × 加算率	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算
B	16,620 + 160 × 加算率	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算
1 級地	1,650	※3月初日の利用子どもの単価に加算
2 級地	1,480	※3月初日の利用子どもの単価に加算
3 級地	1,460	※3月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖費加算(※1)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
学校関係者評価加算(※2)	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高輪者等の年間総雇用時間数を基に区分
施設機能強化推進費加算(※2)	800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校控除加算(※2)	1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
築造費加算(※2)	75,000(償還額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
築造費加算(※2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
築造費加算(※2)	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(※2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における年齢を調整(④)の年齢区分を誕生日で区分していることに伴う調整
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を認定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号)にまたがる費用のため、加算額を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整
 (※) 賃借料加算(※3)は、高輪者等(非営利法人)の賃借料(※3)及び賃借料(※3)を含む。

(4) 小規模保育事業の単価表 (イメージ)

【小規模保育事業A型(保育認定(3号)) [13~19人まで] 現行水準ベース (質改善反映前)】

基本部分		加算部分1																											
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価																									
その他地域	13人から19人まで	3号	1、2歳児	94,330 (155,770)	<table border="1"> <tr> <td>処遇改善等加算(現行水準ベース)</td> <td>840</td> <td>1,450</td> <td>×加算率</td> </tr> <tr> <td>(注)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者設置加算(仮称)</td> <td>19,020</td> <td>+</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処遇改善等加算(仮称)</td> <td></td> <td></td> <td>190 × 加算率</td> </tr> <tr> <td>夜間保育加算</td> <td></td> <td></td> <td>14,590</td> </tr> <tr> <td>処遇改善等加算(仮称)</td> <td></td> <td></td> <td>90 × 加算率</td> </tr> </table>	処遇改善等加算(現行水準ベース)	840	1,450	×加算率	(注)				管理者設置加算(仮称)	19,020	+		処遇改善等加算(仮称)			190 × 加算率	夜間保育加算			14,590	処遇改善等加算(仮称)			90 × 加算率
			処遇改善等加算(現行水準ベース)	840	1,450	×加算率																							
(注)																													
管理者設置加算(仮称)	19,020	+																											
処遇改善等加算(仮称)			190 × 加算率																										
夜間保育加算			14,590																										
処遇改善等加算(仮称)			90 × 加算率																										
		乳児		155,770	+																								
					+																								
				1,450	+																								
					× 加算率																								

加算部分2													
冷暖房費加算(仮称)	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,650</td> <td>4 級 地</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>⑨ 2 級 地</td> <td>1,480</td> <td>その他地域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,460</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	⑨ 2 級 地	1,480	その他地域	110	3 級 地	1,460		
1 級 地	1,650	4 級 地	1,150										
⑨ 2 級 地	1,480	その他地域	110										
3 級 地	1,460												

※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条
 第1号及び第2号に掲げる地域
 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域

除雪費加算	⑩	5,840	※3月初日の利用子ども単価に加算
降灰除去費加算	⑪	144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑫	150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分してのことに伴う調整)

※現行の認可保育所に対する保育所運営費の水準を基に作成

【小規模保育事業A型(保育認定(3号)) [13~19人まで] 質改善ベース】

基本部分(※)			加算部分1(続)		
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤	
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥	保育短時間認定 基本分単価 ⑦(注)
その他 地域	13人 から 19人 まで	3号	1,2歳児	118,340(180,040)	115,420(177,120) +
			乳児	180,040	177,120 +
				1,080(1,690) × 加算率	1,050(1,660) × 加算率
				1,690 × 加算率	1,660 × 加算率
					190 × 加算率

加算部分1(続き)		加算部分1(続き)	
冷暖房費加算(※) ⑧	123,410(61,700) +	休日保育加算 ⑩ 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	夜間保育加算 ⑫ 夜間保育加算(※) 190 × 加算率
	61,700 +	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500 + 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	減価償却費加算 ⑬ A地域 1,700 B地域 1,600 C地域 1,500 D地域 1,400 ※標準地域単価
		減価償却費加算 ⑬ A地域 1,700 B地域 1,600 C地域 1,500 D地域 1,400 ※標準地域単価	賃借料加算 ⑭ a地域 1,700 b地域 1,600 c地域 1,500 d地域 1,400 ※標準地域単価

加算部分2	
冷暖房費加算(※) ⑧	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460 4 級 地 1,150 その他地域 110
除雪費加算 ⑯	※3月初日の利用子ども単価に加算 5,950
降灰除去費加算 ⑰	※3月初日の利用子ども単価に加算 146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数
施設機能強化推進費加算 ⑱	※3月初日の利用子ども単価に加算 150,000(限既額) ÷ 3月初日の利用子ども数
栄養管理加算(※) ⑲	※3月初日の利用子ども単価に加算 120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
第三者評価受取加算(※) ⑳	※3月初日の利用子ども単価に加算 150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
1 級地から4 級地：国家公務員の家給手当に關する法律（昭和24 年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域

(注) 年度の初日の前日における満年齢に於いて月額を調整(⑱)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※) 質の改善事項における評価基準上の定数+1人の保育士加配、研修代受取費(非常勤年2月分)及び運送施設経費を含む。

＜参考・公定価格における人件費について＞

○公定価格の設定に当たって、多くの割合を占める主な職員に係る人件費については、以下のとおり設定。

＜幼稚園等における幼稚園教諭等について＞

	職員数	人件費（年額※4）
園長、副園長・教頭※1	1人	約440万円
主幹教諭	1人※2	約410万円
教諭※3	3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円

※1 副園長・教頭は設置した場合の加算。

※2 教諭のうち1人を主幹教諭として費用を算定。

※3 上記の他、すべての学級に専任の学級担任を配置するための教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)。

※4 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。

※5 このほか、基本分単価には、事務職員1人(常勤・年額約340万円)・利用定員91人以上には非常勤1人を加配が含まれる。

＜保育所等における保育士等について＞

	職員数	人件費（年額※5）
所長※1	1人	約440万円
主任保育士	1人※2	約410万円
保育士※3	乳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円
調理員	2人※4	約280万円

※1 所長は設置した場合の加算。

※2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定。

※3 上記の他、休けい保育士を1人加配(利用定員90人以下は常勤、利用定員91人以上は非常勤)。

※4 利用定員40人以下の場合は1人、利用定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤)。

※5 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。主任保育士・保育士は超過勤務手当の相当額を含む。

※6 このほか、基本分単価には、事務職員1人(非常勤・週3日分。年額約80万円)が含まれる。